

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

守谷市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

守谷市長

公表日

令和7年6月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ・低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給に関する事務 ・定額減税補足給付金(不足額給付)支給に関する事務 ・地方税に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付 ・後期高齢者医療保険料に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付 ・介護保険料に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付
③システムの名称	介護保険システム、滞納管理システム、収納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、国民健康保険システム、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)システム、定額減税補足給付金(不足額給付)、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル、介護保険料ファイル、介護認定ファイル、介護補足給付ファイル、介護負担区分ファイル、給付実績ファイル、被保険者情報ファイル、保険料情報ファイル、特別徴収ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル、共通宛名ファイル、国保資格情報ファイル、国保給付情報ファイル、国保賦課情報ファイル、国保特別徴収情報ファイル、国保収納情報ファイル、国保滞納情報ファイル、国保宛名情報ファイル、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給対象者ファイル、定額減税補足給付金(不足額給付)支給対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第24,85,100,135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46,50,74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div> <div style="text-align: center;">[実施する]</div>
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第24,85,100,135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。) 第2条 48,69,107,132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給に関する事務: 健福祉部社会福祉課 定額減税補足給付金(不足額給付)支給に関する事務: 健福祉部社会福祉課、総務部税務課 地方税に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付: 総務部納税課 後期高齢者医療保険料に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付: 健福祉部国保年金課 介護保険料に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付: 健福祉部介護福祉課
②所属長の役職名	低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給に関する事務: 社会福祉課長 定額減税補足給付金(不足額給付)支給に関する事務: 社会福祉課長、税務課長 地方税に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付: 納税課長 後期高齢者医療保険料に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付: 国保年金課長 介護保険料に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付: 介護福祉課長

6. 他の評価実施機関	
茨城県後期高齢者医療広域連合	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給に関する事務：健幸福祉部社会福祉課 定額減税補足給付金（不足額給付）支給に関する事務：健幸福祉部社会福祉課、総務部税務課 地方税に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付：総務部納税課 後期高齢者医療保険料に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付： 健幸福祉部国保年金課 介護保険料に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付：健幸福祉部 介護福祉課 茨城県守谷市大柏950番地の1（0297-45-1111）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給に関する事務：守谷市健幸福祉部社会福祉課 定額減税補足給付金（不足額給付）支給に関する事務：健幸福祉部社会福祉課、総務部税務課 地方税に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付：総務部納税課 後期高齢者医療保険料に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付： 健幸福祉部国保年金課 介護保険料に係る還付金及び過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付：健幸福祉部 介護福祉課 茨城県守谷市大柏950番地の1（0297-45-1111）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	【低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給に関する事務】 【定額減税補足給付金（不足額給付）支給に関する事務】 特定個人情報を利用して公金受取口座の情報を照会、取得するにあたり、複数名による作業内容のチェックを行う。それにより、特定個人情報の漏えいや目的外使用を防止する。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分にしている] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	【低所得者支援及び定額減税補給付金（調整給付）支給に関する事務】 【定額減税補給付金（不足額給付）支給に関する事務】 特定個人情報を利用して公金受取口座の情報を照会、取得するにあたり、複数名による作業内容のチェックを行う。それにより、特定個人情報の漏えいや目的外使用を防止する。

